

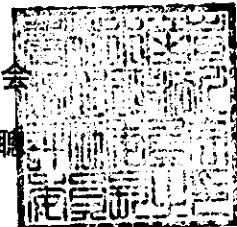
19独評第48号
平成19年8月22日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 大森 弘 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員長 松 本 聰



平成18年度独立行政法人北方領土問題対策協会の業務実績に係る意見聴取に関する意見の提出について

独立行政法人北方領土問題対策協会法第11条第5項に規定する業務について、下記のとおり意見を提出する。

記

リスク管理債権の縮減のため、計画的で積極的な回収・管理体制を整備することが望まれるが、リスク管理債権額が平成17年に比べて16.4%と大幅に減少している点は、評価できる。

貸付業務関連経費、一般管理費、人件費共に減少していることにより支出を抑えていることは、借入金の金利利息の減少もあるが、職員並びに役員の努力によるところも大きい。貸付業務については、おおむね順調に業務が進捗していると評価できる。

(参考)

年内返済予定長期借入金が非常に大きな額となっている。今後の金利の動向しだいではあるが、金利の上昇の影響をもろに受けるという点が経営を圧迫するのではないかと懸念される。また、経常損失については、実質的な損失が発生しないよう、またそれが恒常的なものとならないよう今後の努力を期待する。

貸付計画を下回る実績だったことが報告されていることから、これに伴って、預かり補助金の残高を国庫に返納しているが、事業計画を立てる段階でできるだけ的確な資金需要予測を立てるよう努力を期待する。

平成20年度当初からの法人資金の貸付停止を北方地域旧漁業権者等に周知し、彼らの将来的な意向を的確に把握し、貸付業務に反映できる体制を整備することを要望する。